

所定疾患施設療養費の算定状況について

平成31年、令和元年度に算定した所定疾患施設療養費の状況を公表します。
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

病名	人数	治療日数
肺炎	41名	221日
尿路感染症	61名	305日
带状疱疹	0名	0日

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ)肺炎
 - ロ)尿路感染症
 - ハ)带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ④算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと(協力医療機関等と連携して行った検査等を含む)。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦医師が感染症対策に関する研修を受講している事。